

### 秋川の紹介（非組合員向け）

#### 1 秋川漁業協同組合とは

言つまでも無く、漁業協同組合というのは、漁業法と水産業協同組合法等に基づいて設立されるもので、併せて水域区域とその水域内での漁業権免許を都道府県知事より受けて活動ができる事業体であります。免許の内容には漁業権種なるものが明確にされ、その魚種に対しては、一方で、漁業協同組合に増殖と保護の義務も課せられています。

実際、川という現場では、「東京都内水面漁業調整規則」これに従つて「秋川漁業協同組合漁業権行使規則」と「漁業権遊漁規則」で直接的に川での釣りなどの秩序が保たれています。組合組織についてはその定款があることは当然のことです。

#### 2 秋川漁業協同組合の河川域

漁業権免許による秋川漁業協同組合の河川域は、秋川、平井川、そして多摩川の羽村堰下流から国道16号線拝島橋の間約7kmです。

この河川域に15の支部があり、この15支部が秋川漁業協同組合の一体性ある活動を支えています。さらに支部は地域ごとの独自の行事ももっています。

#### 3 春

川の釣りを楽しむ者にとって、水のぬるむ春は心はずむ季節です。

最初は3月1日のヤマメ解禁です。秋川の場合は、禁漁区を除く、松原村全域の河川と、あきる野市内の養沢川、盆堀川、逆沢、三内川がヤマメ区域の河川として開かれます。この為に漁協では、前年中にヤマメの稚魚10万尾、年が明けると成魚を数万尾放流します。

このヤマメ稚魚などは、財団法人東京都農林水産振興財団東京都奥多摩さかな養殖

センター（旧東京都水産試験場奥多摩分場）で孵化され育てられたものです。これらに、ヤマメ増殖として、上記の財団法人奥多摩さかな養殖センターの指導のもと、毎年2万5千以上のヤマメ発眼卵（100%発眼）の埋設放流を各支流に行っています。この発眼卵埋設と、「カゴ」の回収、孵化率状況調査には、都内などの釣り団体（JFF、釣連など）の方々が長年協力してくれています。

各河川の上流の閉鎖的水域では、魚は他の水域への移動が不可能なので、それぞれの水系だけで独自の遺伝子の変異が蓄積されていきます。秋川にもこうした場所があるわけで、秋川在来種の保存の為、「種川」として一部の沢川が指定され、一切の放流は禁止され、全面禁漁区指定などで特別に管理されています。

ヤマメの解禁から、漁協はすこぶる忙しくなります。3月は、ヤマメ解禁のほか、秋川の下流域、そして上流域マス、ヤマメ解禁のお祭りの行事が続くからです。この時の放流魚は、奥多摩さかな養殖センターから前年秋に受け入れられ、秋川漁協の蓄養池（育てられた魚約15万尾が充てられます。冬の間、川は閑散としています。蓄養池では、冬中も池の水周りのこと、魚病発生防止のこと、餌の配合、体長選別などで苦勞が続いていたのです。

#### 4 夏

4月にアユの放流が始まると、決まってカワウの飛来がぐっと増えてきます。一日に延べ100羽を超える時もあります。カワウはアユだけを食うわけではありません。川、川の魚が増え、たやすく採食にありつけるからでしょう。

漁協では10数年来カワウによる遊魚種食害防止として、多摩川上流事務所等の許しを得て、川が閑散となる期間、川面に短冊ロップ、テグス等を張り、さらに、爆竹

やロケット花火で、カワウの被害を最小限に食い止めてきました。

さらには、釣り人案山子を考案し、着せ替え方式にして、場所を動かすなどいろいろ手を打ってきました。しかし、カワウ防止には今も苦勞が続きます。

カワウ対策でもっと大切なことは、一つには、水中で魚たちの逃げ場、隠れ家を作ることです。山が荒れ、砂利や土砂が淵や石を埋め尽くしている今の状態を、少しでも良くする為に、川原の大きな石を水中に入れて、石洞、石倉を造ること、または塩ビ管を三角形に積み上げるなどして、それを川の中に設置しています。

カワウ対策でさらに大切な二つ目は、特にアユに関して、細菌感染等に犯されていない元気な稚魚、成魚でしかも、遺伝子として自然な野性味を十分に持ったものが望まれるのです。川の中でカワウの襲来に簡単に負けないアユが欲しいのです。

#### 5 江戸前アユ

平成15年はアユに関して大きな実験が行われました。これは、多摩川下流域の堰堤、たとえば調布堰（田園調布）等は堰堤規模が大きいため、その堰下に稚アユが群がります。この稚アユを持ってきて秋川漁協の蓄養池（小庄蓄養池）で育て、多摩川、そして秋川に放流したのでした。

この実験は東京都と神奈川県各水産課、川崎河川漁協等地元漁協、あきる野市等の方々の協力で実現したことです。5m足らずの小さな江戸前天然稚アユが、小庄の蓄養池で15m位まで育ったのです。

この過程で、奥多摩さかな養殖センターも私たち漁協等の関係者は貴重な経験を手にしました。平成16年にも経験を積んで、平成17年より東京都内水面漁連の事業として取り組むことが決まりました。多摩川水系を江戸前アユで満たすと言つ夢のある計画が始まりました。

#### 6 子供たちに

学校の夏休み中、漁協の各支部では、子供会、少年健全育成、学校、地域の諸団体のみなさんと共に、子供たちを対象に、釣り教室、自然教室、さかな掴み取り、炊飯行事等を行います。春のウグイの産卵場造りにも、子供たちを立ち合わせています。特に釣教室においては、実釣のみではなく、魚の修正や仕掛けや釣り方の寸劇代々引き継がれている話や昔の釣り方などの昔話をし、興味を持たせるようにしています。

子供たちが川に愛着を持っていただければと思つ次第です。

あきる野市では、あきる野市内の清流を守り残すため、平成15年4月1日、「清流保全条例」を制定しました。「水質保全」、「水量確保」、「親水環境の保全」の3点から、清流保全に取り組みということ。清流保全委員も任命され活動が始まりました。

条例の対象となる河川は、多摩川水系とこれに接続する河川、公共溝渠、かんがい用水路、湧水、その他の公共の用に供される水路となります。

この条例も、川の環境悪化を食い止める為のひとつの大きな力になると思います。

#### 7 おわりに

大勢の皆様が川に來られ、気持ち良く楽しみ、また楽しい釣りができますように、関係先皆様様の力を借りて、秋川漁業協同組合では活動を行っています。

皆様のご理解が深まれば大変に幸せなことです。

参考文献

東京都水環境保全計画 平成11年  
あきる野市環境経済部パンフレット

秋川漁業協同組合

理事 小泉富史郎

鮎おとり  
遊魚証、エサ、イクラ、ブドウ虫

**市川釣具店**

檜原村415  
**042-598-0162**

**清水苑キャンプ場**

オトリ鮎・年券・日券  
ブドウ虫 イクラ等

檜原村27  
**042-598-0254**

野口九太郎